

令和元年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会	
日 時	令和2年1月21日(火) 14:00~16:00
開催場所	中区役所7階703・704会議室
出席者	天貝委員、石井委員、伊東委員、大友委員、大貫委員、西井委員、長谷川委員、塩崎委員、土屋委員、豊田委員、宮川委員、山口委員
欠席者	池田委員、石渡委員、大滝委員、菊地委員、樋口委員、平安委員、星野委員、三村委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議題	1 議題 (1) 依存症対策検討部会について 2 報告 (1) 令和元年度 精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について (2) 「第4期障害者プラン」の策定について (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和元年度の取組状況について (4) こころの健康相談センターの移転について
決定事項	報告について了承された。
<p>山口: それでは、次第に沿って議事を進行していきますのでご協力よろしくお願ひいたします。それでは、議題に入ります。依存症対策検討部会について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>事務局: 資料1の1をご覧ください。依存症対策検討部会についてということで、ご説明させていただきます。本市では、従来から各区においてアルコールをはじめとした依存症について精神保健福祉相談の中で相談支援をおこなってきました。また、市内の様々な民間団体においても依存症者やご家族への支援が行われてきました。1枚おめくり頂いて、資料1の2をご覧ください。近年、国においてもアルコールやギャンブル等の基本法や基本計画が施行され、また厚生労働省からはアルコール薬物ギャンブル等の依存症対策の具体的な需要内容を示す依存症対策総合支援事業要綱が策定されるなど、国においても政令市に求める依存症の対策の取組が示されてきました。そうした動きを踏まえ、こころの健康相談センターにおいては、この資料の右側に示しますように、様々な取組を進めてまいりました。</p> <p>今年度の取組を、一番右側に記載してございます。地域支援計画については、策定が望ましいとされているものです。こちらは、まだ着手していないものの。そのほかの取組については、国の要綱に定められているものを順次、実施、拡充してまいりました。連携会議についても現在は、今年度は回復施設への訪問や個別支援等を通じた連携関係の醸成を進めてきたところでございます。</p> <p>資料の1の1にお戻りください。平成30年度には、民間団体や関係機関との連携体制の構築や依存症者等に向けて新たに推進すべき対策などについて検討を進めるため、当審議会の管理組織として依存症対策検討部会を設けております。委員の先生は、1の2(2)に記載させていただいております。伊東副会長を始めとした5名の先生方にお入りいただいております。</p> <p>2番の、今年度の横浜市依存症対策検討部会についてです。今年度は、1月17日に開催いたしました。昨年度の検討部会の議論を踏まえた、本年度の取組事業の説明をさせていただきました。また、取組から見えてきた課題を中心にご意見をいただいております。当日の資料については、1の3、1の4としてご参考に添付させていただいております。こちらで、今回ご議論いただいた主な課題としましては、市内の一般相談機関と専門機関とをつなぐ仕掛けの必要性。また、各施設の特色を支援者が相互に共有する場の必要性。それから、民間団体の支援と本市の政策を有機的に連携する必要性</p>	

といった課題について議論いただきました。

委員の先生からいただいた主なご意見といたしましては、区や医療機関、自助グループなどそれぞれの強みを共有化できるような仕掛けをしたほうがよい。また、会議の開催にあたっては横浜市ならではの対策ができるよう議論のテーマ的を絞るべき。また、依存症対策を進める上では方向性について検討をしっかりとおこない、そこが基盤になり会議が展開されるなど、長期的な視点を持って時期を踏まえて進めていく必要があるといったようなご意見をいただいております。

おめくりいただいて、1の1の裏面をご覧ください。ご検討いただいた、今後の取組案は2点ございます。1つ目は取組み1、依存症対策連携会議の開催としております。行政機関、医療機関、民間団体、関係機関等との相互連携の場として依存症対策総合支援事業要項に基づく連携会議を令和2年度より開始したいと考えております。連携会議では、関係機関どうしの顔の見える関係づくりを進め、連携して支援にあたる体制の構築を目指します。支援においても、連携して支援をおこなうことができるように顔の見える関係づくりというところに重点を置いて進めていきたいと考えております。

2つ目につきましては、取組の2、横浜市の依存症対策にかかる方向性の検討ということで。市内で、長年に渡り依存症の回復支援団体等が積み上げて来てくださった支援や実績のノウハウと、本市の政策を有機的に連携するような支援の方向性を打ち出すことが必要と考えております。ここで、本市の具体的な支援内容を盛り込んだ取組の方針を打ち出したいと考えております。

ここで言う方針というものは、先ほど厚労省の依存症対策総合支援事業の中にある地域支援計画のような、支援に着目した計画といったようなものを想定しております。方針の全体像としましては、依存症対策全体の方針のほかアルコール、薬物、ギャンブル等、それぞれの依存症の支援内容を盛り込んで作成をしたいというふうに考えております。

その下の3、提案の部分でございます。取組の2にある、依存症対策の取組の方針の策定のため当審議会の部会である依存症対策検討部会で検討をおこないたいと考えております。検討にあたっては、幅広いご意見をいただくため現在の検討部会から拡充及び改組したいと考えております。

(1)、委員構成の案でございます。現在、学識経験者の先生方が部会に5名お入りいただいております。それに加えまして、回復施設や家族会、自助グループ等の民間団体の代表者の方。また、専門医療機関を始めとする医療機関の代表者の方。その他の、関係団体の代表者の方といった方々を加えることを想定しています。その中で、現在、審議会の委員及び臨時委員ではない方については、新たに精神保健福祉審議会の臨時委員として任命して部会の委員とさせていただきたいと考えております。

(2)の、今後のスケジュールです。3月に臨時委員の任命をおこない、そのまま3月中に部会を開催したいと現在は考えております。委員の先生につきましては、横浜市精神保健福祉審議会条例で会長が指名するというふうに定められており、今後事務局で調整を進めさせていただきたいと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

山口： ありがとうございます。ただいま、依存症対策検討部会についての説明がありました。部会長であります伊東委員、あとは長谷川委員、何か追加の発言はございますか。

伊東： ご説明があったように、委員のメンバーとしては少なく、そして回数も少ない回数ではありますけれども。委員の先生方、非常に専門性の高い先生が多くて貴重な知見をいただいております。取組の1と2というところが、これからというところなんです。やはり、ご承知のように高齢者のアルコール依存問題など単純な問題ばかりではなくて、複合的な問題を持っているというところでは、いろいろな関係機関がアルコール問題、薬物問題を抱えているというところで、どうにかしたいけれどもどういうふうにつなげていったらいいかというところでは、この関係機関が集まるという仕掛けは、非常に重要なのかというふうに考えております。

ただ、もう一点の取組の2、よくある話です。方針・方向性をきちんと検討していかないと、関係機関の連携というところで毎回自己紹介をして終わってしまうというところになってしまいうようなことを考えると、きちんとした方向性をつくりながら連絡会議を進めていくというような非常に実質的というか、実行性のある計画かなというふうに感じております。以上でございます。

長谷川： 具体的にといいますか、自助グループを始めとした民間の団体が、実際どういうところにどのような構成で立っているかというところが、専門の病院でも十分に把握していないと。ましてや、一般の民間病院や専門ではない精神科の病院がそういった施設につないだという実績もまだないということもございまして。まず、そういった情報をしっかりと整理をしていくというところから始めていこうというふうな話になっております。以上でございます。

山口： 伊東委員、長谷川委員、ありがとうございます。それでは、この議題に関しまして、何か委員の皆様ご意見ご質問ございますでしょうか。

宮川： いつも、すみません。今後、問題になると思うのですけれども。そのギャンブル依存症というものは、この間このギャンブル依存症の家族の会の人のお話を聞いたのですけれども。やはり家族が、依存症で非常に困っているのです。本人はもう、バンバンやってしまうような感じなのですけれども。一番困るのは、家族やその周りの人たちなどですよね。だから、そういう人たちの声を反映してもらいたいと思うのですけれども。そういう審議会に、きちんとした家族の会などそういうものを入れるのでしょうか。

事務局： メンバーについては、現在検討中ではございます。家族会、当事者の方など自助グループや回復施設等の方、そういった方にもお入りいただきたいというふうに考えております。

事務局： 一点、補足してもよろしいでしょうか。今、ギャンブルについて。すみません。ご質問していただいたのですけれども。アルコール、薬物、ギャンブル含めて依存症全体的にやっていきたいと我々は思っています。今、委員からお話がありました依存の場合には、やはりご家族の方が大変な思いをされる、悩まれるというところもありますので。当然、今回の検討にあたっては家族会には、我々としては想定した中できちんと進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

山口： ほかに、いかがでしょうか。

塩崎： 一応、参考までに聞いておきたいのですけれども。これ対象は、アルコール、薬物、ギャンブルの3つで。たとえば、最近ではネット依存などもありますよね。そういったものは、今回の対象から外れている感じですかね。

事務局： 今、我々のほうで想定しているのは、大きくたとえば、やはり関係者や団体などというところが、やはりアルコール、薬物、ギャンブルについては、そういったところも広がりつつあると思うので。

まず、そこをやらせていただければというふうに思っています。

ネットやゲームについても、疾患に認定されたりなどいろいろ着目されているところではあります。そういった状況を見るなりなど、ただ僕の検討の中で3つ並べなくても、やはり普及啓発のようなど必要になってくると思うので、別のラインにおいてもきちんとその辺については我々もアンテナを張ってやっていきたいとは思っています。一旦この計画の中では、まず関係者がそろって3つからやっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

山口： よろしいでしょうか。ほかに、いかがですか。では、これはそのような方針でよろしく願いいたします。

では、次にまいります。続いては、報告事項に入ります。まず、報告事項1。令和元年度精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局： 前回の審議会でご報告しておりました、精神障害者生活支援センター機能標準化モデル事業について、経過のご報告をいたします。ご存じかと思いますが、生活支援センターを各区に1か所設定して

います。A型が9区、B型が9区です。今年度から、サービス標準化に向けまして昨年7月から全区で機能標準化モデル事業を実施しております。その現在までの結果報告ということで、1番からご覧ください。

まず、モデル実施状況です。A型につきましては、休館日を月1日から週1日にし、開館時間を短くしたことで日中の職員シフトがあつくなりました。7月から9月の実績では、来館者数は前年度比で9区平均88%に減少しています。訪問相談は前年度比で、平均107%に増加し退院支援にかかる相談件数は122%に増加しています。

緊急対応件数は、135%に増加し職員が複数で対応できた件数は117%に増加しています。特に利用の多い方に関しては、モデル事業実施前後の面談等で生活状況の変化について確認しております。モデル事業により、生活が不安定になるなどの状況は確認しておりません。

B型につきましては、職員2名を増員しまして開館日、開館時間を長くいたしました。このことにより、支援体制が大幅に強化されています。7月から9月の実績では、本体事業が全体的に増加し、中でも訪問相談は前年度比で全区平均113%に増加し、退院支援に関わる相談件数は354%に増加しています。緊急対応件数は117%に増加し、職員が複数で対応できた件数は198%増加となっております。

実施状況について、共通での分析です。昨年10月に、利用者アンケートを実施しました。下記が主な意見ということで、3つ掲載しております。まず、開館を希望する時間は9時～10時からと回答した方が約5割と突出して多くなっております。閉館時間は、8割の方が夜7時までの時間帯がいいというふうに回答しています。休館を希望する曜日は、多い順で日曜日、月曜日、水曜日というふうになっています。モデル事業の効果について、A型利用者からは、「良い変化として、早寝早起きの習慣が付き規則正しい生活になった」などの回答がありました。一方、悪い変化としては「開館日が減って寂しい」などの回答がありました。B型の利用者からは、良い変化として「開館日が1日増えて、利用しやすくなった」という回答が多くありました。一方、悪い変化としては「話したい職員がいないときがある」などの回答がありました。

裏面をご覧ください。今年度、モデル事業で検討する事項としては5つございまして。開館時間及び休館日について、それから利用権益について、食事提供日数の基準、あと嘱託員相談のあり方、B型センターの評価制度の導入というものを検討事項にしておりますので。これから年度末にかけて、その検証結果というものをを出していきたいというふうに考えております。

スケジュールですけれども、委員会を立ち上げていまして、検証をおこなっておりますけれども。すでに2回、委員会を開催しております。今後、2月にあと2回委員会をやりまして、その結果をもとに来年度からの本格実施に向けて準備をしていきたいというふうに考えております。

以降の資料2枚については、参考資料ということでお付けしました。前回の審議会でも出させていただいているものと同じものなので、説明は割愛いたします。以上でございます。ありがとうございます。

山口： ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からのご意見、ご質問ございますでしょうか。

宮川： お正月休みなのですけれども、暮れの29日から、3日まで休みなのですよね。6日間、休みになっているのですね。そうすると、医者もやっていないし。普通、A型だったらずっと正月からやっていたのですよね。それで、やはりほかのところが休みのときにそういうところを利用したいのに、6日間も休まれてしまって少し様子がおかしくなったらどうするのだというような話をずいぶん聞いたのですね。その辺を、少し検討していただきたいと思っています。支援センターだよりなどにも、そういうミーティングをやったらそういう声が出て話しが載っていました。個人的に聞いたもので

も、何人か言っていました。

それから、閉館時間が7時なのですけれども。食事をしていると、少し食べたら帰るような感じになってしまうので。できたら、7時半までやってくだされればもう少し会話の時間が取れるのではないかという話が出ていました。その辺、検討していただきたいなと思っています。

事務局： ご質問、ありがとうございます。年末年始の休館につきましては、B型は従来からお休みいただいて、閉館となっていました。A型は、本年度から休館日をもうけさせていただきました。あくまでも標準化ということで、A型、B型そろえておりまして。職員の働き方についても配慮をいたしましたし、お休みの間の緊急対応ということにつきましては、開館することで対応はできません。緊急時に関しては、なんらかのご連絡が取れるような態勢をしていたものというふうと考えております。

それから、もう1つ。ご夕食の時間なのですけれども。確かに、閉館時間が早まったことで「間に合わない」「急いで食べないといけない」などというようなことも、アンケートでお見掛けしたところでございます。そういった声を、アンケートで分析をいたしまして。今後の検証委員会の中で、どのような標準化のあり方が望ましいのかということは検討していきたいと考えております。

山口： よろしいですか。

宮川： もう1つ、いいですか。

山口： どうぞ。

宮川： 少し、質問ですけれども。緊急対応件数が、117%。それから、退院支援に関わる相談件数が354%とありますけれども。この内容について、少しご説明いただきたいのですけれども。退院354%にもなったということは、すごいなと思うのですけれども。この辺の事情というのは、なんでしょう。

事務局： まず、その緊急対応件数につきましては、B型の開館日を増やして職員数も増やしたと。A型については開館時間等、開館日は減らしましたけれども。職員数は減らしておりませんので、緊急対応や訪問相談。要は、居場所以外に出かけられる余力ができたということで、件数が伸びたものと考えております。

それから、退院支援に関わる支援が大幅増している要因に関しましては、今年度、標準化の取組の中で本市が独自に実施している横浜市精神障害者退院サポート事業を3区未実施だったところを、今年度から全区実施としましたので、そこでまた人も増やしておりますので、それで伸びたことが現況考えております。

宮川： あと、すいません。緊急対応というと、少し急に悪くなってしまったような状態なのでしょうか。そういうものは、区役所が割と対応するような感じがするのですけれども。支援センターでもそういうことをやっているのですか。少し、あまりよくわかりません。

事務局： 細かい内容は、現在まだ把握しきれていないのですけれども。たとえば、自立生活アシスタント事業で入院まではいかないのですけれども。急に不安になって、夜や明け方に相談の電話がかかってくるなど、そういったことの対応が増えているという報告を受けております。

宮川： そういう場合は、出ていくわけですか。

事務局： その場合に出ていくかどうかにつきましては、個別の事例によると思います。電話でお話させていただいて、そこで落ち着いて朝まで待つ。センターが開いたときに、人によっては居場所に来てそこで落ち着く方もいらっしゃいます。場合によっては、今行かなくてはいけないということであればご訪問させていただいているというところなんです。

宮川： 実際に、訪問はやったことがあるのですか。

事務局： 緊急対応で、モデル実施期間で訪問したかどうかということは、現在まだ把握できておりません。

山口： 豊田委員の意見があるので、少しかわってもらいしょう。

豊田： たぶん、これは私、訪問看護ステーションで精神科の方々と対応させていただいておりますので、

その点からお答えできるかと思うのです。昨今、本当に今までは区役所の方と対応することが多かったのが、最近はこういった支援センターの相談員の方々と対応することが非常に多く増えてきました。

私どもへの依頼も、支援センターの方から精神科訪問看護からのご依頼も増えました。この緊急対応に関して、精神科の方は割と自分の体に何が起きているかということを知りて対応することができないものですから。私どもが訪問にうかがって、たとえば指輪が抜けなくなったと。それで、これは少し急いで病院に行って指輪を切るなりなんなりしなければいけないのだけれども、これを連れて行っていただけないでしょうかということ支援センターの方にご相談して一緒に行ってもらおうなどということもあります。

あるいは、近所の方のところに、ドンドンとノックをしに行ったりなどということによって落ち着かなくなってしまったなどということで、支援センターの方と一緒に相談の対応をして相談してもらって落ち着いたりということがございます。本当に近頃は、支援センターの方の顔がすごくはっきりと見えるような状況になりまして、推進課で利用されている方が非常に安定して過ごすことができているかなというふうに現場では実感しているところです。答えになるかどうかわかりませんが、追加です。

山口： よろしいですか。ありがとうございます。ほかに、ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。では、次に進みます。

続いて、報告事項2「第4期障害者プランの策定について」事務局からご説明お願いいたします。

事務局： 資料3の1から、少し何ページかに渡っております。下に、16と書いてあるページをお開きください。第4期障害者プランは、現在の第3期が令和2年度までですので、令和3年度～8年度までの6か年のものになります。令和2年度中には、その次のものを形づくっていくということで、元年度からその準備に入っているところでございます。

前回、11月のこの会議で、大枠のスケジュールをご報告させていただいたところです。その進捗状況について、アンケートも発送したところですので、そのことについて、ご報告をさせていただきたいと思っております。

2番の、「これまでの進捗状況」のところをご覧ください。当事者、ご家族の方のご意見をなるべく拾うために、グループインタビューや当事者ワーキングなどをこの昨年夏に実施をいたしました。まず、2の(1)の「障害者関係団体等へのグループインタビューについて」でございます。6月～9月にかけて、当事者やご家族、障害関係団体に対して現状やニーズを把握するためのインタビューをおこないました。実施回数は、全部で48回ということで裏面に詳細の団体を書いております。今までの、従来のこのインタビューとは異なるところが就労に関する関係機関や当事者の方、それから精神の方の当事者にご意見をいただく会を少し丁寧にとってきたところでございます。11番～15番が就労支援センター関係で、ここでは支援者だけではなく当事者にもご意見をお聞きしております。16番～17番では、デイケアにご協力をいただきまして、そこにかよっていらっしゃる求職中の方や、就労しながらナイトケアをお使いになっている方のご意見をおうかがいしたりしました。

また、20番～21番はピアスタッフ協会やピアクラブという当事者の方の団体にもご意見を聞いたところでございます。また、34番、39番、それから40番はご家族の会やそれから支援者の会等々に聞いてきたところでございます。

また、次の18ページには当事者ワーキンググループの詳細の年齢別、それから障害別の一覧を付けさせていただいておりますけれども、これは、公募または団体推薦で当事者の方々に来ていただいでご意見をうかがったところでございます。年代別に実施をさせていただきまして、全部で5回、47名の方にご参加いただき、このうち22人が公募ということでございます。精神の当事者の方につきましては、8人ご参加いただきましていずれも公募でご参加をいただいた方々になります。16ページにお戻りいただきまして、当事者向けアンケートをちょうど現在実施をしているところでございま

す。のちほど、別の資料がございますのでそちらでご説明させていただきたいと思います。1月10日に発送いたしましたして、2月7日締め切りということをお願いをしているところでございます。

今後のスケジュールといたしまして、今年度中はこのアンケートの返送が終わりましたら、3月に障害者政策推進協議会で当事者アンケートの速報をしながら草案の策定を開始していきたいというふうに思います。

また、第4期の検討に向けては、現在の第3期の振り返りもしっかり実施していきたい、というふうに考えているところでございます。このグループインタビューやワーキンググループで、どのような意見が挙げられたのかというのは、19ページ以降に4ページに渡って少しまとめさせていただいております。のちほどお読みいただければと思います。少し、主なところを拾ってみたいと思います。19ページの2番ございますが、「普段の生活で困っていること」「これからの困りごと」というものを聞いたときに、特に支援者側からも当事者側からもあったものは、相談窓口が身近に相談できる場所がたくさんある一方で、増えているけれども多すぎてどこに相談したらいいのかわかり辛くなってしまっているというご意見が、当事者からも相談機関からもそういう声が出ております。

また、隣の20ページでございます。4番の、「近隣とのお付き合いや余暇」というところで、スポーツに関して余暇を楽しんでいらっしゃる方がかなりいらっしゃって、文化活動やスポーツ活動を通じて、仲間や心の居場所ができたというお声をいただいているところでございます。

それから、その下の5番、就労の状況でございます。ここは、特に当事者ワーキングのご意見、私たちが聞いたときにその通りだなと思ったのが、「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」というものが、若い世代の方々からご意見をいただいたところでございます。また、40～50代の方々からは障害があるということをオープンにすることで、その障害に対する配慮が得られて働きやすくなったというお声もいただいているところです。

裏面をご覧ください。21ページ、6番「医療と健康」でございます。こちらは、グループインタビュー、当事者ワーキングでも障害があるということで障害専門医を不在に受診を断られるなど、障害があると診てくれない医療機関があると。また、医療機関や医師に障害理解がないというご意見をいただき、引き続き医療機関全てではないとは思いますが、一般診療の方々に対しての障害理解というものを、よりしっかりやっていかなければいけないなというふう感じたところでございます。

それから、7番の災害関係でございます。震災だけではなく、昨今の大きな水害、風水害について少し非常に不安に思うところが皆様にもあるかと思います。地域の防災訓練に参加できないという声、当事者の方からいただいたりしています。また、障害のある方が地域の防災訓練に積極的に参加できる環境づくりが大切であるというご意見も合わせて、当事者ワーキングで頂いたところでございます。

次の資料3の3、22ページをご覧ください。このように皆様から頂いた、ご意見を踏まえながらアンケート項目を精査し実施をしている発送を終えたところでございます。まず、このアンケートの発送でございます。1番の実施概要の(1)送付対象者は、令和元年10月末時点で障害者手帳の交付を受けている方。それから、障害者総合支援法では難病の方も対象になっておりますので、総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている難病の方にもこのアンケートを出させて頂いております。送付対象者数につきましてはこの表にある通り大体1割を目安として無作為抽出をさせて頂きました。手帳データから拾わせて頂いてるのですが、無作為と言いつつ区の偏りや年代の偏りや手帳の偏りが無いように、少し一部作為的な無作為抽出になっております。精神障害の方については今、10月末現在の対象者総数に対して約1割の3,900人の方に送付をしているところでございます。

全体で、1万7,000人強の方にアンケートを出させて頂きました。10日に発送しましたので、皆様に関わっていらっしゃる患者の方、利用者の方のところにも届いていると思います。「どういうふうにかいたらいいかしら」など、「これは、出すべきでしょうか」というようなご相談はあるかと思えます、ぜひご協力を頂ければと思います。

ただ、このアンケートはあくまでも任意でございますので必ず出さなければいけないというものはございません。ご負担ということで、辞退と言いますか回答されなくてもそれはもちろん構いませんので。ただ、できればご協力を頂きながら回答率が上がるといいなというふうに思っているところでございます。2月7日までに郵送で回収をして、まとめて参りたいというふうに考えております。10ページ以降にアンケート内容を書いております。皆様、その次の26ページからの少し項目が非常に多いのですけれども。こちらの、アンケート本体をご覧になりながら、少しお聞き頂ければというふうに思います。

まず、問1でございます。こちらの問1については、原則としてご本人が記入することとさせて頂いております。ご本人以外の方が記入する場合には、ご本人の意思やその状況を把握して記入することを説明した上で、本人以外の方が記入する理由を確認させて頂く項目でございます。

また、次の問2～15につきましては、年齢、性別、現在どんなところで暮らしているかなど、いわゆるフェイスシート的なところで障害の種別や取得時期を含めて、その方の属性についてうかがう項目になっております。

次に問16～24につきましては、その方がどのような支援を必要とされているのかということで、普段の生活で困っていることや将来に向けて困るであろうこと、これからの困りごとについておうかがいする項目になっております。当事者ワーキングなので、ご意見を頂いた、特にグループワークで頂いたのですけれども、「同じ障害のある仲間と出会いたい」など「結婚したい」というようなご意見を頂いておりますので、そういうものがきちんと把握ができるような項目を付けさせて頂いたところでございます。

それから、問25～27については、地域での生活状況ということで、通所先や通学先での課題について調査をさせていただきます。次に、問28～29につきましては近所の方々、地域との繋がりについての項目を聞かせて頂いております。また、問30～31につきましては就労の状況ということで、現在働いている方々からは困りごとや働き甲斐などを確認すると共に働いていない方々からは、働いていない理由や就労希望などを調査をさせていただきます。次に、問32～37につきましては医療と健康について、病院での困りごと、医療や健康で必要だと思うこと。また、病院への入院が長くなってしまっている方に、その理由がどのようなものなのか等をおうかがいすることになっております。最後に、問38～39はさきほどもグループワーク等でも意見が出た、災害関係のことについて改めて備え、不安に思うことなどを確認させていただきます。

以上でアンケート、項目が非常に多くて記載頂くのは大変なのですけれども。ぜひ、ご協力を頂ければというふうに考えているところでございます。2月の頭回収ということで、これを障害のある方の状態像ごとにクロス集計等おこなって課題をまとめて障害者プランの時期に策定に活かしていきたいというふうに考えているところでございます。障害者プラン関連のご説明は、以上でございます。

山口： ありがとうございます。アンケートを出して、これから回収をして次に分析するというふうなことですね。ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

土屋： 利用者さんの中に、やはりこういうものが届いたというようにおっしゃっていらっしゃる方があって、アンケートが始まったのだから把握しております。すいません。その中で、38ページにございます。問38に関してなのです。「今後の就労希望についてお尋ねします」という（・・・？）。さきほどのご説明の中にも、「障害をオープンにすることで、配慮が得られて働きやすかった」というお

声があったってということだったのです。今の利用者さんの中には、障害者雇用というか障害者枠の中で雇用されて、時間とか日数とか配慮して頂いて働きやすい、そういうものを希望しているというふうにおっしゃる方、結構いらっしゃるのです。そういう勤労について、もし回答するとすれば、少しこの6番までの中で「その他」ということになりますでしょうか。

事務局： 障害をオープンにして働くか、クローズドで働く方も中にはいらっしゃる。それを、オープンをすることで配慮が得られたというご意見もちろん頂いたのです。実は、中には「クローズドで働いてます」という方もいらっしゃったので。あえて、そこをすいません、少し確認をしていないのです。どちらかという、どういう形態で働きたいのかということをおうかがいしようかなと思っております。常勤でいいのか、それとも少しずつステップで「今は、パートで働きたい」と考えているなど、形態のことをここではおうかがいしようかなというふうに思ったところでございます。

土屋： 障害者枠ということになった場合、オープンかクローズドかということあるかと思うのですけれども。1日の就労時間少なくてよいというようなことで、常勤であれば結構拘束時間も長くなるかと思うのです。もう少し、時間短く働きたいというふうなご意見もあるかと思うのですけれども。そこは、あくまでもそういう問いかけではなく就労の形態ということですか。

事務局： この問いにつきましては、就労の形態ということでございます。そう、短い時間でまず希望ということであると、2番のパートやアルバイトということも中には、その方によっては含まれるのかなというふうには思います。

山口： ほかに、いかがでしょうか。

塩崎： いい案かとは思ったのですけれども。結構、たくさんあるので回答が大変かなと思ったので。ちなみに今これ、2月7日締め切りですけれども。何%くらい戻ってきているのでしょうか。

事務局： すいません。まだ、出して1週間少しなので。すいません。まだ、集計を委託してるのですけれども。まだ、確認はしておりません。ちなみに、前回、前々回、3期や2期のときには45%くらいの回収率になっております。

山口： ほかに、ご意見よろしいでしょうか。では、次に報告事項3。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた、令和元年度の取組状況について事務局からご説明お願いいたします。

事務局： 資料4、42ページをご覧ください。まず、1番になりますけれども。地域移行・地域定着部会の開催についてとなります。ほかに、協議の場における課題解決に向けた取組や解決困難な課題の抽出、検討、地域における課題解決に対する取組等についての助言を求めるために、市の自立支援協議会の部会としまして、地域移行・地域定着部会を設置いたしました。今年度は、令和2年度からの全区展開に向けまして、協議の場の仕組みづくりに関する検討を中心におこなっております。第1回目では、モデル区の設定についての報告、各委員の立場から見た議題についての意見交換。また、区の協議の場で目標や課題、進捗状況などを明確にしまして協議の場を円滑に進めるために使用する取組シートについてご意見をいただいたところでございます。

主な意見としましては、システムが属人的にならないように、メンバーでイメージを共有するためにも前段階の整理は丁寧に行うことが必要ということ、自立支援アシスタント事業や退院サポート事業その他の関連する制度やサービスをうまく繋げていくことが必要であるといったご意見をいただきました。10月には、2回目を開催させていただきました。9月におこなった、モデル区の報告会の内容報告、第1回でご意見をいただいた取組シートにつきまして、引き続きご意見をいただきました。

また、精神障害者の緊急時の対応に関してご意見をいただきました。緊急時の対応に関しましては、重大な危機に至るまでにはグラデーションがあり、緊急時に今まで関わりがない人が来るというわけではなく、事前の関わりや緊急ではない状況下で緊急時の支援の方向性をしっかりとアセスメントで

きていることが必要であるといったご意見をいただいたところでございます。

今年度は3回の開催を予定しております、3回目は1月24日に開催をする予定となっております。次に、2番目のモデル区の設定についてです。今年度は、方面別のモデル区4区、神奈川区、保土ヶ谷区、港北区、栄区で協議の場を設置し地域の課題解決を図るための目標設定、取組をモデル的に実施しております。

5月に、市の方向性やモデル区での取組を共有するためのモデル区向けの説明会を開催し、講義のほかグループワークを実施いたしました。9月に、国の情報や他都市の情報の講義のほか、区ごとに分かれてグループワークを行いました。このグループワークでは、各モデル区の特徴や課題、やったこと、わかったこと、次にやることについて話し合いを行い、各区では普及啓発に関すること、住まいに関すること、長期入院者の退院に関する取組等について話し合いをしていることなどが発表されたところでございます。今後、2月に2回目のモデル区報告会を、区役所、生活支援センター、基幹相談支援センターのほか精神科病院にもご参加いただきまして、モデル区の実施内容を共有する予定となっております。

3番目、令和2年度の方向性についてです。令和2年度から、全区に協議の場を設置し取組をおこなってまいります。また、区では解決困難な市として検討すべき課題等について、地域移行・地域定着部会からご意見をいただきながら取組を検討していきます。なお、地域移行・地域定着部会で検討した内容やモデル区での取組内容については、来年度に向けた取組ガイドとなるような資料として取りまとめを行い、今後、様々な場で説明をしていく予定でございます。報告は、以上となります。

山口： ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、委員の方ご意見、ご質問でございますでしょうか。

宮川： 地域移行・地域定着部会、この市の自立支援協議会の部会との関係がよくわからないのですけれども。どっちが、上なのでしょう。

事務局： 市の自立支援協議会の部会に、地域移行・地域定着部会という部会を設置させていただいておりますので。部会というのは、同じものになっております。

宮川： 構成メンバーが、同じということでしょうか。

事務局： 市の部会という形で、地域移行・地域定着部会を1つつくらせていただきまして、そのメンバーがいらっしゃる。あとは、区にそれぞれ協議の場があり。それは、それぞれの区でまた委員の方がいらっしゃるという形になっております。

宮川： 地域移行・地域定着部会というのは、市の部会で、1か所しかないということでしょうか。

事務局： その通りでございます。

宮川： そうですか。自立支援協議会は、各区にありますよね。

事務局： それは、各区の自立支援協議会になりますので。今、地域移行・地域定着部会は、横浜市の自立支援協議会の部会を設置させていただいているという形になります。

山口： ほかに、いかがでしょうか。ご意見よろしいですか。それでは、来年度は全区で進めるということですので。また、取組状況も出てご報告いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項4。こころの健康相談センターの移転について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局： 資料5、こころの健康相談センターの移転についてをご覧ください。こころの健康相談センターですけれども、以下のとおり事務室を移転することになりましたのでご報告をさせていただきます。新市庁舎には入居いたしません。1番、移転先の住所でございます。現在地は、この近くにございますKRCビル6階になりますけれども。移転後につきましては、同じ中区の本町にあります、京阪横浜ビルの10階になります。KRCビルからは、新市庁舎方面に歩きまして、大体5～6分の場所にあります。

ます。詳しくは、裏面の地図をご覧ください。

右側のほうに、現在地 KRC ビルというのがございますけれども。こちらから、馬車道方面に向かって歩かしてちょうど真ん中あたりに移転先と書かせていただいております。こちらが、京阪横浜ビルになります。執務室は、10 階になります。ちなみに、1 階に銀行があるビルになりますのでよろしくお願いたします。

では、表面にお戻りください。2 番のスケジュールになります。現在の執務室での業務は、令和 2 年の 2 月 21 日金曜日までとなっております。移転先での業務開始は、2 月 25 日火曜日からは開始ということになっておりますので、この間に移転、引っ越しを行う予定となっております。続いて、3 番、電話番号、FAX 番号ですけれども。こちらは、代表番号および FAX 番号につきましては移転後も変更ございません。ご説明は、以上になります。

山口： ありがとうございます。委員の皆さん、何かご質問ございますか。

宮川： すみません。こころの健康相談センターでなくて、健康福祉局は市役所、新しいのができたら全部そちらに入るのでしょいか。それと、役所があちこちに今、分散していますけれども新市庁舎に全部入れるのでしょいか。

事務局： こころの健康相談センターは、2 月に移転しますけれども、障害福祉部のそれ以外の課においては、今年の 5 月に一応移転という予定になっております。一部、新市庁舎に入らない部署なども、こころの健康相談センターはじめございますけれども。ほぼ、多くの部署が新市庁舎に入るという予定になっております。

宮川： 全部というわけではなくて、多くのという感じですかね。しかし、健康福祉局は全部そちらに移行するということですね。

事務局： 新市庁舎のほうにということ、こころの健康相談センター以外はということですね。

宮川： これ、5 月移転の日にちはわかっていないわけですか。

事務局： 健康福祉局に限らず、全体の引っ越し日程が、確か 12 月の末にホームページには掲載されているところで。それ全体が 5 月、6 月にお休みを利用しながら順次移っていくというような形で、今、発表もされているところでございます。

宮川： 日にち、わからないのですか。

事務局： ごめんなさい。健康福祉局のということでしょうか。

宮川： そうです。

事務局： 5 月の連休のなかで、だったというふうに思います。今、手元に資料がないので、すみません。伝わるようにさせていただければというふうに思います。

事務局： 5 月の連休明けには、新庁舎へ障害部は利用するようになります。

山口： よろしいですか。ほかには、いかがでしょうか。移転の話ですので、それほど質疑にならないと思うのですけれども。よろしいでしょうか。

それでは、これで用意した議題、報告事項は全て終わりになります。その他、何か事務局なり委員の皆様でございますでしょうか。よろしいでしょうか、

それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございます。